平成２５年（フ）第４７０号
福岡市博多区東雲町３丁目２番18―204号
債務者　一ノ瀬竜一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１３号
福岡市東区多の津４丁目12番11号
債務者　河野　幸春
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３９号
福岡市博多区那珂５―６―14リバーヒルズ那珂201号
債務者　山口　弥好
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８４号
福岡県福津市宮司２丁目17番27―302号
債務者　井上　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９１号
福岡県宗像市石丸１丁目３番18号
債務者　長尾　靖彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４０号
福岡市博多区金の隈２丁目２番20―201号
債務者　安川　浩子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７５３号
福岡県春日市春日原東町２丁目44番地３アネックス春日原405号
債務者　原田　廣則
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７６号
福岡市博多区博多駅南５丁目21番10―503号
債務者　松尾　一平
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８２号
福岡市西区壱岐団地３番404号
債務者　細川　義行
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９５号
福岡市博多区東光寺町２丁目９番34―401号
債務者　亀沢　正純
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２８号
福岡市西区内浜２丁目２番１―102号
債務者　津山　愛康
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５６号
福岡市早良区田隈１丁目28番26―６号
債務者　礒塚　正裕
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈352番地10エクレール福岡東604号
債務者　高倉由美子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６７号
福岡市東区筥松２丁目21番10―504号
債務者　井上　辰之
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７４号
福岡市博多区諸岡３丁目９番33号
債務者　田邊　康子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８８号
福岡県筑紫野市湯町１丁目16―６―205　田中留美方
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９１号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目13番12号錦荘201号
債務者　野田　教美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９００号
福岡市南区長丘２丁目２番23号
債務者　竹下　一平
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部